

■正誤表

潮見佳男著『基本講義 債権各論Ⅱ 不法行為法〔第4版〕』におきまして、下記の誤りがございました。

お詫びのうえ、訂正させていただきます。

刷数	頁	場所	誤	正
2	23	15 行目	最判平 31・2・19 民集 23-2-107	最判平 31・2・19 民集 73-2-187
2	23	20-21 行目	婚姻共同生活上の	婚姻共同生活の
2	61	5.2 2 行目	あったための	あったために
2	62	18 行目	風評に依拠した行動した人々	風評に依拠した人々
2	76	最終行 (2) 見出し	一時的賠償の	一時金賠償の
2	78	5.10.2 2 行目・5 行目	一時的賠償	一時金賠償
2	92	下から 6 行目	最大決平 28・12・19 民集 70-8-212	最大決平 28・12・19 民集 70-8-2121
2	102	1-2 行目	行為義務を加害者に課す	行為義務を課す
2	102	11 行目	同人には X2 会社の	同人には X1 会社の
2	109	3 行目	…を負うのです。	…負うのです)。
2	152	4 行目	使用者の	使用者に
2	156	9.11 見出し副題	地方公共団体の…	公共団体の…
2	164	11 行目	③が充たされたときに、	③の判断を経て、
2	186	11.6.1 5 行目	8.4 のコラム	8.3 のコラム
2	193	4 行目	9.8 のコラム	これとは逆の方向を示した最近の判例に関して、9.7 の解説